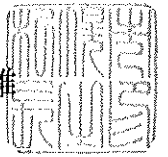


入札参加者 各 位

札幌市長 上 田 文 雄



建設工事の適正かつ円滑な施工の推進等について

日頃から札幌市の建設行政にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事の適正かつ円滑な施工が行われるためには、工事現場における事故発生防止に向けた万全な安全管理体制の確立は勿論のこと、契約に関する不正行為の排除や建設労働者の雇用・労働条件及び元請・下請関係の一層の適正化に努めることが大変重要です。

貴社におかれましては、従前から事故防止及び工事の適正な施工等に心がけておられることと存じますが、これから工事施工の最盛期を迎えるに当たり、より一層注意を払われますとともに、下記に掲げた事項に関しましては、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 適正な施工体制の確保について

(1) 施工体制台帳の作成及び提出の遵守について

施工体制の把握を確実なものにするため、元請業者は下に列挙した項目を実施してください。

ア 施工体制台帳及びその添付書類を作成しなければなりません。

イ 施工体系図を作成し工事現場に掲示しなければなりません。

ウ 建設業法施行令第7条の4に定める金額以上の下請契約を締結した元請業者は、請負代金の額を明示した請負契約書（2次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳の写しを、責任をもって札幌市へ提出することが法律上定められています。

なお、札幌市においては、元下関係の適正化の促進を図るため、設計金額が250万を超える工事についても、元請業者は責任をもって施工体制台帳の作成等を行わなければなりません。

(2) 技術者の適正配置について

「建設業法」に定められている工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するもので、その建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるもの（3カ月以上雇用関係にあること。）でなければなりません。技術者の専任制違反は、建設業法違反であり、発覚

した場合には、厳正に対応いたします。

なお、一般競争入札参加申請時に複数の候補技術者を配置予定技術者として申請した場合、その中から契約締結時に書面による申出により配置技術者を選択することを可能としています。

(3) 建設工事における分別解体及び再資源化等の義務付けについて

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の趣旨を遵守し、工事の施工にあたっては、建設副産物の適正な処理に努めるとともに、契約時の事前協議や、工事完了後の報告及び下請業者に対する発注者との協議内容の告知等について、適正な事務手続きを行ってください。

(4) 交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について

平成19年6月1日以降から、「警備員等の検定等に関する規則（国家公安委員会規則）第2条」により、北海道公安委員会及び各方面公安委員会告示の認定路線で交通誘導警備業務に従事する警備員は、検定合格警備員（1級又は2級）でなければなりませんので留意してください。

(5) 工事事故の発生の防止について

建設工事の施工にあたっては、公衆に対する災害事故及び工事関係者事故等の発生を防止するため、保安要員の適正な配置、従業員への技術研修及び関係機関との綿密な連携を行うなど安全管理体制を強化し、工事事故の防止に努めてください。

また、ダンプ、トラック等の使用にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に基づく団体の加入者又は「貨物自動車運送事業法」第43条に基づく団体により認定された安全性優良事業所の使用の促進について、十分配慮してください。

なお、これからの季節は、行楽などにより人や車の交通量が増加します。工事用車両の運転の際は、交通ルールを遵守し市民を輪禍に巻き込まぬよう交通安全対策を徹底してください。安心と安全のまちづくりの実現のためにも皆様のご協力をお願いします。

2 不正行為の排除の徹底について

(1) 独占禁止法違反・談合等の不正行為の排除について

札幌市では、入札談合等を防止する措置として工事等の競争入札については、原則「電子入札による一般競争入札」を実施しています。「談合等」の不正行為が発覚した場合には、登録の取り消しや参加停止等の厳しい措置を講じます。

(2) 一括下請負の禁止について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、一括下請負は全面的に禁止されております。札幌市発注工事において、このような行為が発覚した場合には、厳正に対応します。

3 適正な下請契約の締結等について

(1) 下請契約の締結について

下請業者との契約にあたっては、下記事項に留意してください。

- ア 元請業者と下請業者の間においては、建設業法に基づき、下請負に係る責任の範囲及び施工条件を明確にし、適正な価格で書面による契約を締結してください。
- イ 共同企業体施工の工事においては、共同企業体名による下請契約を締結し、共同企業体各構成員と下請負人の権利義務関係を明確にしなければなりません。

(2) 下請代金支払の適正化について

下請代金の支払については、下記事項に留意してください。

- ア 下請代金の支払には前払金を活用し、できるだけ早く、できる限り現金払とすること。
- イ 現金払と手形払を併用する場合でも、可能な限り現金払の割合を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- ウ 手形期間は短い期間とし、できる限り90日以内とすること。

(3) 下請業者への指導について

上記 (1) 及び (2) は、下請業者が他の業者に再下請する際も遵守するよう指導に努めてください。

4 建設労働者福祉の向上について

(1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の加入促進について

下記の点を踏まえ、建退共の加入促進について努めてください。

- ア 元請業者は、下請業者の加入・普及が十分促進されるよう指導に努めること。
- イ 元請業者は、建退共の掛金収納書を札幌市（契約管理課）に提出すること（1カ月以内）。
- ウ 元請業者は、自ら及び下請業者の建退共の対象労働者の共済証紙貼付実績について記録した実績書を札幌市（契約管理課）に提出すること（受渡書提出時）。

(2) 建設労働者の雇用・労働条件改善について

札幌市発注工事においては、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等雇用・労働条件の改善に努めてください。

また、雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請業者がそれらの法定保険に加入していない場合、元請業者は下請業者に対し、各種法定保険への加入等について文書等により指導するよう努めてください。

なお、労災保険に加入できない、運送業者、大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めてください。

5 地域建設業経営強化融資制度等の活用について

平成20年11月に、元請業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進することを目的とした「地域建設業経営強化融資制度」が国土交通省において創設され、札幌市においても、同年11月に「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用し

た融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を定めました。

については、上記制度を積極的に活用し、元請業者は経営の安定化を図るとともに、下請代金の適正な支払いに十分配慮してください。

6 地元事業者からの調達促進について

工事の施工にあたり建設資材等を調達する場合には、可能な範囲で地元事業者から調達するようご協力願います。

7 経営事項審査の取扱いについて

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要があります。経営事項審査の有効期間に空白が生じると、工事の契約ができないことがありますので、営業年度の決算を終えたら、忘れず申請を行い、速やかに結果通知書の写しを札幌市（契約管理課）まで提出してください。

なお、札幌市の入札参加資格審査においては、経営事項審査の総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となります。

財政局管財部契約管理課 Tel011-211-2442

工事管理室 Tel011-211-2462